

宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案) への意見募集について

1 宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)とは

(1) 宝塚市都市計画マスタープラン(案)

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき市町村が定めなければならない計画で、市が定める総合計画や県が策定する都市計画区域マスタープランに即して定める必要があります。また、市が決定する個別具体の都市計画は、都市計画マスタープランに即すこととされています。

本市では、第6次宝塚市総合計画に定める基本構想を実現していくため、都市づくりの目標を掲げ、都市づくり全般の観点から部門別の方針を定めています。

(2) 宝塚市立地適正化計画(案)

立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化が進行する中でも持続可能な都市としていくため、都市再生特別措置法第81条に基づき市町村が作成することができる計画で、同法第82条に基づき都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本市では、宝塚市都市計画マスタープランで掲げる都市づくりの目標を実現していくため、持続可能な都市づくりの観点から「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく居住誘導や都市機能誘導に関する方針などを定めています。

2 宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)の審議の経過

宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための小委員会(以下、「小委員会」という。)において、令和元年(2019年)10月から令和2年(2020年)9月までに合計4回の審議が行われました。小委員会は、宝塚市都市計画審議会(以下、「都市計画審議会」という。)の知識経験者7名の委員で構成されています。小委員会の委員名簿は、別添のとおりです。

また、都市計画審議会において、令和3年(2021年)3月から同年10月までに合計3回の審議が行われました。都市計画審議会は、市議会議員、知識経験者、公募による市民、県の職員の合計20名の委員で構成されています。都市計画審議会の委員名簿は、別添のとおりです。

3 宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)のポイント

(1) 宝塚市都市計画マスタープラン(案)

阪神地域都市計画区域マスタープランの改定、第6次宝塚市総合計画の策定、都市計画に係る潮流などを踏まえ、以下の「めざす将来都市像」、「めざす都市構造」、「都市づくりの方向」から構成する都市づくりの目標を掲げ、その実現のための方針を示しています。

①めざす将来都市像

- ・ 居住環境の継承
- ・ 文化芸術の醸成
- ・ 自然環境との共生

②めざす都市構造

本市では、これまで鉄道駅周辺に都市機能が集積したコンパクトな南部地域、豊かな自然環境と田園環境を有する北部地域から構成する都市構造を形成してきました。

人口減少や少子高齢化が進行する中でも暮らしやすく、地域の特性に応じた都市づくりを進めながら、これまでの都市構造を継承します。

③都市づくりの方向

- ・ 多様なライフスタイルが実現できる都市づくり
- ・ 住まいとしての魅力が感じられる都市づくり
- ・ 様々な活動が展開される訪れたい魅力ある都市づくり
- ・ 緑豊かな環境が持続する都市づくり
- ・ 安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり
- ・ 多様な主体の協働による都市づくり

(2) 宝塚市立地適正化計画（案）

宝塚市都市計画マスタープランで掲げる都市づくりの目標の実現のため、持続可能な都市づくりの観点から、「住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市」を立地適正化計画の目標として掲げ、居住誘導や都市機能誘導の方針や施策などを示しています。

- ・ 居住誘導の方針：宝塚の個性を生かした居住誘導
- ・ 都市機能誘導の方針：地域の特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出
- ・ 交通ネットワークの方針：誰もが移動しやすい環境の形成

4 意見募集の目的

宝塚市都市計画マスタープラン（案）及び宝塚市立地適正化計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ・ 宝塚市都市計画マスタープラン（案）及び宝塚市立地適正化計画（案）への意見募集について

- ・別紙「意見提出用紙」
- ・宝塚市都市計画マスタープラン（案）概要版
- ・宝塚市立地適正化計画（案）概要版
- ・宝塚市都市計画マスタープラン（案）
- ・宝塚市立地適正化計画（案）

5 宝塚市都市計画マスタープラン（案）及び宝塚市立地適正化計画（案）の公表方法について

①市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

トップページから「宝塚市都市計画マスタープラン見直し等について」で検索するか、または「検索用 ID : 1031119」を入力してアクセスできます。右の二次元コードからもアクセス可能です。



②市の窓口

都市計画課（市役所 2 階）、市民相談課（市役所 1 階）、各サービスセンター・サービスステーション、各人権文化センター、各公民館、各図書館で公表しています。

6 意見の募集期間

令和 3 年（2021 年）12 月 1 日（水）から令和 4 年（2022 年）1 月 4 日（火）まで（必着）

7 意見の提出方法

①用紙による提出

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入の上、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法によりご提出ください。

②電子（インターネット）による提出

市ホームページのトップページから「宝塚市都市計画マスタープラン見直し等について」で検索するか、または「検索用 ID:1031119」を入力したページから意見提出フォームにアクセスできます。右の二次元コードからもアクセス可能です。



【注意事項】

- ・別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名または名称、住所または所在地、連絡先等）すべてを明記してください。
- ・意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。
- ・電話等による口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）

「宝塚市役所 都市整備部 都市整備室 都市計画課」
電話番号 0797-77-2088 (直通)
ファクシミリ 0797-74-8997
電子メールアドレス m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp
市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号
(都市計画課は市役所2階です。)

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、都市計画課（市役所2階）、市民相談課（市役所1階）、各サービスセンター・サービスステーション、各人権文化センター、各公民館、各図書館で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための小委員会委員名簿

(令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)、所属等は令和3年(2021年)4月時点)

区分	氏名	所属等
知識経験者	秋山 孝正	関西大学 環境都市工学部 教授
	島田 茂	甲南大学 名誉教授
	田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 教授
	西井 和夫	山梨大学 名誉教授
	岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 教授
	古川 彰	関西学院大学 名誉教授
	澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 教授

宝塚市都市計画審議会委員名簿

(令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)、所属等は令和3年(2021年)4月時点)

区分	氏名	所属等	備考
市議会議員	池田 光隆		～令和2年5月18日 令和3年5月19日～
	梶川 みさお		～令和3年5月18日
	たぶち 静子		～令和2年5月18日
	風早 ひさお		～令和2年5月18日
	田中 大志朗		
	石倉 加代子		令和2年5月19日～
	江原 和明		令和2年5月19日～ 令和3年5月18日
	山本 敬子		令和2年5月19日～
	寺本 早苗		令和3年5月19日～
知識経験者	秋山 孝正	関西大学 環境都市工学部 教授	
	島田 茂	甲南大学 名誉教授	
	田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 教授	
	西井 和夫	山梨大学 名誉教授	
	岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 教授	
	古川 彰	関西学院大学 名誉教授	
	澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 教授	
	中西 一彦	宝塚市農業委員会 会長	～令和2年7月20日
	宮本 博司	宝塚商工会議所 会頭	～令和2年5月25日

	藤原 英二	宝塚警察署 署長	～令和2年3月31日
	今里 有宏	宝塚商工会議所 会頭	令和2年5月26日～ 令和2年9月30日
	林 五郎	宝塚市農業委員会 会長	令和2年10月24日～
	新谷 俊廣	宝塚商工会議所 専務理事	令和2年10月1日～
	岡本 修	宝塚警察署 署長	令和2年4月1日～
公募による 市民	関口 義弘		～令和3年3月31日
	波田 剛		～令和3年3月31日
	中澤 朋子		～令和3年3月31日
	外山 毅		～令和3年3月31日
	齋藤 信二		令和3年4月1日～
	西川 大輔		令和3年4月1日～
	青木 晴美		令和3年4月1日～
	長野 裕子		令和3年4月1日～
県の職員	吉田 良	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	～令和2年3月31日
	横山 一也	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	令和2年4月1日～

宝塚市都市計画マスタープラン（案）及び宝塚市立地適正化計画（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】※ 該当する項目を選んでください。

・全般に関すること

宝塚市都市計画マスタープラン（案）の全般に関すること

宝塚市立地適正化計画（案）の全般に関すること

・特定の部分に関すること

宝塚市都市計画マスタープラン（案） _____ ページの _____ 行目からの部分

宝塚市立地適正化計画（案） _____ ページの _____ 行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

【意見締切り】令和4年（2022年）1月4日（火）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 都市整備部 都市整備室 都市計画課 （2階）

〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1

TEL：0797-77-2088 FAX：0797-74-8997

E-mail：m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp